

## 別紙1（居室の定義及び写真の撮影方法）

### □居室の定義

居室とは、居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する、壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間を言う。

（空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居室を区切る仕切りとして認められない。）

補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等

対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガ  
レージ等

※例えばリビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1居室と判断しますので、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要となります。

### □撮影方法

- ・必ず工事着工前と工事着工後の写真を撮影してください。
- ・対象設備の設置が完了したことが分かるように撮影をしてください。  
※ガラス交換等で工事着工前と工事着工後の変化が分かりにくい場合は、
  - ・工事作業中の写真も撮影する
  - ・新しいガラスであることを証明するシールを残したまま撮影するなど対応頂き、設置が完了していることを証明できるように準備してください。
- ・工事着工前と工事着工後で、できる限り同じ角度から撮影をしてください。
- ・設置したすべての窓を撮影してください。
- ・設置した窓全体を撮影してください。
- ・カーテン、障子や雨戸は外し、障害となりうるもの（机、棚、観葉植物等）は除いてから撮影してください。
- ・設置した窓の位置が分かるようにしてください（別紙2（平面図・立面図の提出方法）をご参照ください。）。